

動力車操縦者運転免許に関する省令（動力車操縦者養成所の講習課程の変更等）

1. 案内情報

- ① 手続名 : 動力車操縦者養成所の講習課程の変更等
- ② 手続根拠 : 動力車操縦者運転免許に関する省令第18条第1項
- ③ 手続対象者 : 動力車操縦者養成所の指定内容の変更をしようとする鉄軌道事業者
- ④ 提出時期 : 動力車操縦者養成所の指定内容を変更しようとするとき
- ⑤ 提出方法 : 動力車操縦者養成所指定内容変更届出書を作成し、下記2. の窓口を經由して、国土交通大臣あて提出して下さい。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 講習課程の新設、種類の変更の場合は、当該講習課程に使用する教科書
- ⑧ 申請書様式 :
- ⑨ 記載要領・記載例 : 経由先となる下記2. の窓口にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先

北海道運輸局 鉄道部 安全指導課	…	011-290-2732
東北運輸局 鉄道部 安全指導課	…	022-791-7527
北陸信越運輸局 鉄道部 安全指導課	…	025-244-6117
関東運輸局 鉄道部 安全指導課	…	045-211-7240
中部運輸局 鉄道部 安全指導課	…	052-952-8031
近畿運輸局 鉄道部 安全指導課	…	06-6949-6440
中国運輸局 鉄道部 安全指導課	…	082-228-8797
四国運輸局 鉄道部 安全指導推進官	…	087-825-1180
九州運輸局 鉄道部 安全指導課	…	092-472-4062
沖縄総合事務局 運輸部 車両安全課	…	098-866-1837

② 受付時間 : ①提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口 : ①提出先に同じ。

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 「動力車操縦者運転免許に関する省令の事務取扱について」通達
- ② 標準処理期間 : 50日
- ③ 不服申立方法 : 行政不服審査法の規定による